

第3次 宇多津町男女共同参画基本計画

宇 多 津 町

令和5(2023)年3月

目 次

第1章 計画の社会的背景	
1 沿革	1
第2章 計画の基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付けと期間	3
3 計画の体系	4
4 策定の方法	5
第3章 計画の内容	
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた社会の基盤づくりの推進	
重点目標① 男女共同参画の視点に立った意識の改革、社会制度・慣行の見直し	6
重点目標② 男女共同参画を推進するための教育・学習の充実	7
重点目標③ 国際的視点に立った男女共同参画の推進	8
基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍の推進	
重点目標④ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	9
重点目標⑤ 新しい働き方の推進による仕事と生活の調和	10
重点目標⑥ 働く女性の活躍推進と環境整備	12
重点目標⑦ 農業・漁業での男女共同参画の推進	13
重点目標⑧ 地域における男女共同参画の推進	14
重点目標⑨ 科学技術・学術における男女共同参画の推進	15
基本目標3 安全・安心対策の推進	
重点目標⑩ 防災・災害時における男女共同参画の推進	16
重点目標⑪ 配偶者（パートナーを含む）へのあらゆる暴力の根絶	17
重点目標⑫ 生涯を通じた健康支援	19
重点目標⑬ 困難を抱えたあらゆる人々が安心して暮らせる多様性を尊重する 環境の整備	20
目標とする指標	21

【資料編】

男女共同参画に関する町民アンケート調査結果

第1章 計画の社会的背景

1 沿革

◆世界の動向

国際連合は昭和50(1975)年を「国際婦人年」とし、翌年から10年間を「国際婦人の十年」として、男女平等や女性の地位向上のための積極的な取り組みを呼びかけた。

昭和54(1979)年には、国際連合総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択された。

平成7(1995)年に北京で開催された「第4回世界女性会議」で採択された「北京宣言及び行動綱領」では、女性の人権の確立という視点が明確化され、女性の地位向上とエンパワーメントの必要性を説いた戦略目標及び行動計画が示された。

平成17(2005)年に開催された「第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)」では「北京宣言及び行動綱領」などの評価・見直しを行うとともに、完全実施を求める宣言が採択された。

平成23(2011)年には、ジェンダー関連4機関が統合され、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」が発足し、女性の地位向上を求める動きが活発化した。

平成27(2015)年の国連総会では「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中に「誰一人取り残さない」をスローガンとする「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられた。SDGsは、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る「ジェンダー平等の実現」など17の目標が定められた。

◆国の動向

日本国憲法に、基本的人権の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等社会の実現に向けた取り組みを、国際社会状況と連動し推進してきた。

平成11(1999)年に豊かで活力ある社会を実現するために「男女共同参画社会基本法」が制定された。この法律に基づき、平成12(2000)年に「男女共同参画基本計画」が閣議決定され、その後5年ごとに見直しが行われ、令和2年に策定された「第5次男女共同参画基本計画」では、あらゆる分野における女性の参画拡大を柱に、すべての人が幸福に感じられる社会の実現につながるよう取組を進めることとされている。

計画のもとにおいては、平成19(2007)年に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」が策定され、「育児・介護休業法」の度重なる改正のもとに、育児や介護を担う労働者の仕事と家庭の両立支援が拡充された。

さらに、平成27(2015)年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」、平成30(2018)年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、各分野における女性活躍推進が定められた。

また、女性に対する暴力の根絶に向けて制定された、平成 12(2000)年「ストーカー行為等の規制等に関する法律」や平成 13(2001)年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」についても、その後に支援対象や内容の拡充などの法改正が重ねられており、令和 4(2022)年には性をめぐる個人の尊厳を守るため、「AV出演被害防止・救済法」が施行された。

◆県の動向

香川県においても、男女平等の実現に向けた取り組みを進めるとともに、少子高齢化や経済情勢の変化に対応するため、男女が性別に関係なく個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、平成 13(2001)年に香川県男女共同参画推進委員会を設置し、「かがわ男女共同参画プラン」の策定、平成 14(2002)年に男女共同参画の推進に関する基本理念や基本的施策などを定めた「香川県男女共同参画推進条例」が施行されている。

その後、平成 18(2006)年に「かがわ男女共同参画プラン（後期計画）」、平成 23(2011)年に「第 3 次かがわ男女共同参画プラン」、令和 3(2021)年には、社会情勢の変化や様々な課題に対応するため、「第 4 次かがわ男女共同参画プラン」が策定されている。

また、令和 3 年(2021)年に DV 防止法に基づく「第 4 次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」、女性活躍推進法に基づく「第 2 次かがわ働く女性活躍推進計画」が策定された。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法で、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」社会とされている。

男女共同参画を進めることによって、性別にかかわらず、すべての人が自らの意思に基づいた生き方を選択でき、安心して豊かに暮らすことができる社会をつくりあげていくことが必要である。

本町では、国・県の動向や人口減少、少子高齢化の進展等の社会情勢の変化に対応しつつ、男女共同参画社会の実現を目指し、平成30(2018)年3月に「第2次宇多津町男女共同参画基本計画」を策定し、平成30年度から令和4年度において施策を実施してきた。計画期間が満了することから、「第3次宇多津町男女共同参画基本計画」を策定するものである。

2 計画の位置付けと期間

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に規定する「市町村推進計画」であり、また配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV法）第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」としても位置付けるものである。

また、国際社会が一致して取り組みを進めている持続可能な開発目標（SDGs）の視点を踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指して策定する。

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

3 計画の体系

基本目標	重点目標
<p>1 男女共同参画社会の実現に向けた社会の基盤づくりの推進</p>	<p>① 男女共同参画の視点に立った意識の改革、社会制度・慣行の見直し</p> <p>② 男女共同参画を推進するための教育・学習の充実</p> <p>③ 国際的視点に立った男女共同参画の推進</p>
<p>2 あらゆる分野における女性の活躍の推進</p>	<p>④ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</p> <p>⑤ 新しい働き方の推進による仕事と生活の調和</p> <p>⑥ 働く女性の活躍推進と環境整備</p> <p>⑦ 農業・漁業での男女共同参画の推進</p> <p>⑧ 地域における男女共同参画の推進</p> <p>⑨ 科学技術・学術における男女共同参画の推進</p>
<p>3 安全・安心対策の推進</p>	<p>⑩ 防災・災害時における男女共同参画の推進</p> <p>⑪ 配偶者（パートナーを含む）へのあらゆる暴力の根絶</p> <p>⑫ 生涯を通じた健康支援</p> <p>⑬ 困難を抱えたあらゆる人々が安心して暮らせる多様性を尊重する環境の整備</p>

4 策定の方法

1 調査の実施

本計画を策定するにあたり、令和3(2021)年12月に「男女共同参画に関する町民アンケート調査」(以下「アンケート調査」という。)を実施し、男女共同参画に関する実態や意向、課題等について意見を聞いた。

調査対象	満18歳以上の町民
標本数	930
抽出方法	住民基本台帳に基づく無作為抽出
調査方法	郵送による
回収数	335
有効回収率	36%
調査時期	令和3(2021)年12月20日から令和4(2022)年1月20日
調査地区	町内全域

2 策定体制

本計画を策定にあたり、宇多津町男女共同参画推進委員会からなる「第3次宇多津町男女共同参画基本計画策定委員会」を設置し、男女共同参画推進のあり方について協議した。

第3章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた社会の基盤づくりの推進

重点目標① 男女共同参画の視点に立った意識の改革、社会制度・慣行の見直し

■現状と課題

令和3年度に実施したアンケート調査によると、男女の平等感については、依然として多くの人が、社会の色々な分野で男性優遇となっていると感じている。半数以上の人々が平等であると感じている分野は、「教育現場」のみであり、「社会全体」では、67.7%の人が男性優遇されていると感じている。

男女の不平等感を解消し、性別にとらわれることなく、互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、性別だけを理由に、個人の意思に反して役割を固定的に決めつけるのではなく、それぞれの個人や家族の主体的な選択が尊重されることが必要である。

そのためには、男性の家事・育児・介護などへの参画をはじめ、家庭や地域、職場など様々な場で、社会制度や慣行などの中に差別や不平等な役割分担が認められ、それが個人の個性と能力の発揮を阻害すると考えられる場合には、社会全体で議論し、社会的合意を得ながら見直しを進めていく必要がある。

■施策

施策	内容	担当課
広報（ホームページ・フェイスブック・LINE）・啓発活動の推進	○国や県、各団体の取組み、本町の方針などを掲載・配布 ○かがわ男女共同参画推進員の活動促進 ○男女共同参画週間、人権週間の実施	教育委員会・ 総務課 教育委員会 教育委員会
調査・研究	○住民意識の把握（アンケート）	教育委員会

重点目標② 男女共同参画を推進するための教育・学習の充実

■現状と課題

男女共同参画社会の実現のために、人権尊重を基盤として、一人ひとりが個性と能力を發揮し、社会のあらゆる分野に参画していくためには、次世代を担う子どもたちへの学校・家庭・地域生活において、幼少期から発達段階に応じた教育・学習が果たす役割は大きいものがある。

さらに、ライフステージに応じて充実した生活をおくることができるように、生涯を通じて男女共同参画の意識が高められるよう多様な学習機会や情報の提供が必要である。

■施策

施 策	内 容	担当部局
学校教育の充実	○学校教育全体を通じた指導の充実	教育委員会
社会教育の充実	○男女共同参画を推進する講演会の開催 ○家庭教育の充実	教育委員会
教育関係者の意識啓発	○教職員の人権尊重を基盤とした男女共同参画に関する研修 ○保育関係者の意識啓発	教育委員会 保健福祉課
学習活動の充実	○多様なキャリアを形成することを支援する教育の充実 ○青少年の社会参加活動の促進	教育委員会
進路指導の充実	○進路指導の充実	教育委員会
生涯学習の促進	○学習機会の提供 ○学習情報の提供	教育委員会

重点目標③ 国際的視点に立った男女共同参画の推進

■現状と課題

社会経済のグローバル化に伴い、アジア各国をはじめ多くの国から留学生や技術研修生などの入国が、増加しており、本町においても令和4(2022)年12月末時点で610人(男297人・女313人)の外国人が住民登録をしている。

外国人住民及び、他の住民にとって安心して住みやすい社会を作っていくためには、互いの文化や生活習慣などを理解・尊重し、多文化共生のまちづくりが求められている。

■施策

施 策	内 容	担当部局
国際交流・協力の推進	○民間交流・協力団体などの活動支援 ○学校における日本語教育 ○学校における異文化理解、外国語活動	まちづくり課 教育委員会 教育委員会
多文化共生の推進	○行政情報・生活情報の多言語化	総務課・ まちづくり課

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍の推進

重点目標④ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

■現状と課題

本町では、政策・方針決定過程への女性の参画を推進しているところであるが、令和4(2022)年4月1日時点での審議会等の女性委員の割合は、26.7%である。

また、町の一般事務職員の管理職（副主幹以上）の割合は、令和2年度時点で20%となっている。（第2次宇多津町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主計画及び第3次宇多津町次世代育成支援対策特定事業主行動計画では、一般事務職員の女性割合28%以上及び一般事務職員の管理職女性割合20%以上の維持を目標に掲げている。）今後も、一層の登用を進める必要がある。

県、市町など行政が率先して積極的な女性の登用の促進を図るとともに、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、企業、団体への女性の登用を働きかける必要がある。

■施策

施策	内容	担当部局
町の審議会等委員への女性の参画の促進	○女性委員の割合の定期的把握と改選時期を踏まえた女性委員登用	各課
女性職員の登用の推進	○女性職員の職域拡大と管理・監督者への登用	総務課・教育委員会
女性リーダーの養成と発掘	○女性の人材育成と女性の人材に関する情報の収集・提供及び人材育成（女性防災士・自治会長など）	危機管理課・住民生活課

重点目標⑤ 新しい働き方の推進による仕事と生活の調和

■現状と課題

本県では、全国と比べて妊娠・子育て期を通じて就労している女性の割合が高く、その割合も上昇傾向にあるが、固定的な性別役割分担意識を背景に、家事・育児・介護などが依然として女性に偏っている現状がある。(アンケート調査「問3 家庭の役割分担について」より)

また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立化が進んでいる。

多様化するニーズを踏まえ、社会全体で子育てを応援する気運を高めながら、すべての子育て家庭が安心して子育てができ、また、介護を担う家族が安心して働き続けられるよう、仕事と生活の両立ができる社会づくりが必要になっている。

■施策

施策	内 容	担当部局
広報・啓発活動の推進	○男女共同参画意識の高揚のための広報・啓発 ○家庭の日の普及 ○家庭教育に関する学習の提供とファミリー参加支援	教育委員会
町における取組の推進	○育児休業など子育てに関連する各種制度の通知 ○職員に対する子育て関連各種制度の周知徹底	保健福祉課 総務課
社会全体での子育て支援のネットワーク	○子育て支援に関する情報提供	保健福祉課
地域における子育て支援の充実	○ファミリー・サポート・センターの充実 ○待機児童の解消 ○延長・休日保育、一時預かり、病児・病後児保育などの保育の充実 ○保育所・幼稚園における地域子育て支援の充実 ○地域子育て支援拠点事業の充実(親と子の居場所づくり) ○障害児の療育体制の充実	保健福祉課 保健福祉課 保健福祉課 保健福祉課・教育委員会 保健福祉課 保健福祉課

放課後児童対策	○放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実	教育委員会
子ども・子育てに関する相談・援助体制の充実	○相談・援助活動の充実	保健福祉課・健康増進課
ひとり親家庭等の自立支援の推進	○母子・父子自立支援員による就労相談・生活支援活動充実 ○保育所優先入所 ○ひとり親家庭等医療費支給制度、児童扶養手当制度母子・父子福祉資金等貸付制度の活用	保健福祉課 保健福祉課 健康増進課・保健福祉課
保健・医療サービスの提供	○緊急医療体制の確保	健康増進課
介護保険制度の充実	○介護サービスの基盤づくり ○利用者本位のサービス提供の推進 ○適正な介護保険制度の運用	保健福祉課

重点目標⑥ 働く女性の活躍推進と環境整備

■現状と課題

本町の男女の就業比率は、男性 55.5%・女性 44.5%【令和 2 (2020) 年国勢調査より】で女性の就業率は向上している。「男女雇用機会均等法」などの男女が対等な立場で働くための各種法制度は整備されてきているが、現実には厳しい状況がみられる。(アンケート調査「問 7 職場での男女格差について」より)

人口減少や少子高齢化が進む中で、働きたい人が性別に関わりなくその能力を発揮できる社会づくりは、多様な人材の活躍を促し、持続可能な社会を築くために必要である。

こうした中で、雇用条件や就労環境の改善、性別による格差や固定的な役割分担意識を見直し、男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図るとともに男女が能力を十分に発揮し、健康で働き続けることのできる環境づくりが求められている。

■施策

施策	内 容	担当部局
男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	○男女雇用機会均等の確保の促進	教育委員会
女性活躍推進法の啓発	○企業に向け、女性活躍推進法の啓発活動 ○特定事業主として「宇多津町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画及び宇多津町次世代育成支援対策特定事業主行動計画」の策定・計画の推進	教育委員会 総務課
労働に関する法制度の通知	○育児休業制度など、労働に関する法律制度の周知	まちづくり課

重点目標⑦ 農業・漁業での男女共同参画の推進

■現状と課題

本町の農業就労者の約 25%は女性であるが農業や自営業といった分野では家族経営が基本という特性上、家庭における男女の関係性が働く場にも持ち込まれ、経営に携わる女性はかなり少なく、ほとんどが労働報酬を得ないまま働いている場合もあり経済的に不安定な状況である。

一方、漁業においては、担い手不足や高齢化も進んでいる状況である。

こうした中で、農業・漁業における女性の就労環境改善を図るとともに、安全で快適な作業環境の整備も重要である。

■施策

施策	内容	担当部局
家族経営協定の普及促進	○家族経営協定について啓発・促進	地域整備課

重点目標⑧ 地域における男女共同参画の推進

■現状と課題

本町においては、自治会への加入率が 28.1%（令和 4（2022）年 4 月）【34.7%（平成 29（2017）年）いずれも住民生活課 資料より】と地域との結びつきが希薄になっている傾向がみられる。

こうした中で、地域力を高め、持続可能な社会を築くためには、地域における男女共同参画を推進していくことが重要な課題となっている。女性の地域における政策や方針決定過程への参画が十分とは言えない状況があるので（アンケート調査「問 9 地域活動について」より）、多様な主体が連携・協働することで地域の活性化につながるように、地域において女性の参画の拡大が求められている。

■施策

施 策	内 容	担当部局
地域社会への男女共同参画の推進	○地域防災リーダーへの女性メンバー参加の促進	危機管理課
	○自治会リーダーとして女性メンバーの参加の促進	住民生活課
	○婦人会の地域活動への参画推進	教育委員会

重点目標⑨ 科学技術・学術における男女共同参画の推進

■現状と課題

科学技術・学術は、社会の将来にわたる発展の基盤であり、少子高齢化が進展するなかで経済社会の持続可能な発展のためにも学生の能力を十分に発揮できるような環境を整備し、その活躍を促進していくことが必要である。

■施策

施策	内容	担当部局
企業の取組の促進	○女性が働きやすい環境の整備に関する広報・啓発	教育委員会
就学の支援	○意欲が高いものの、経済的な理由により就学困難な学生に対する経済的支援	教育委員会

基本目標 3 安全・安心対策の推進

重点目標⑩ 防災・災害時における男女共同参画の推進

■現状と課題

東日本大震災では、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の担い手として、多くの女性が活躍した一方で、避難所における衛生用品等の生活必需品の不足や、授乳や着替えができる場所がないなどの様々な課題が明らかになった。

このため、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災対策や防災現場への女性の進出促進が必要となる。

■施策

施策	内容	担当部局
防災の現場における男女共同参画の推進	○女性防災士等の活躍する場の提供 ○災害時に避難所を円滑に開設・運営できるよう計画及び訓練などを行う	危機管理課

重点目標① 配偶者（パートナーを含む）へのあらゆる暴力の根絶

■現状と課題

暴力は誰に対しても許されるものではなく、重大な人権侵害である。

暴力とは、身体的暴力をイメージしがちだが、大声でどなるような心理的暴力や性行為を強要するような性的暴力も含まれ、様々な形態がある。被害者は周囲に打ち明けづらいため、暴力が潜在化しやすく、被害が深刻化する傾向がある。（アンケート調査「問 12 暴力をうけたことがある時に相談したか」より）

また、近年情報化の進展に伴い、インターネットや携帯電話、スマートフォンの普及による犯罪も発生しており、新たな取組も必要とされている。

あらゆる暴力の根絶に向けて、社会的認識の徹底など基盤づくりを進めるとともに、相談・支援体制を整備する必要がある。

■施策

（1）基盤づくり

施策	内 容	担当部局
社会的認識の徹底と暴力の発生を防ぐ環境づくり	○宇多津町人権教育・啓発に関する基本計画の施策の推進と人権週間における啓発	住民生活課
体制整備の推進	○町相談支援センターの相談体制の充実と県子ども女性相談センターとの連携強化	保健福祉課

（2）配偶者等からの暴力の防止の推進

施策	内 容	担当部局
広報・啓発の推進	○広報・啓発の促進	保健福祉課
相談体制の充実	○町相談支援センターの体制の充実・連携	保健福祉課・住民生活課

（3）子どもに対する性暴力等の根絶に向けた対策の推進

施策	内 容	担当部局
子どもに対する性暴力等へ強力・迅速な対処	○町相談支援センター内に設置されている要保護児童対策地域協議会や子ども家庭総合支援拠点を中心とした、児童相談所や学校などの関係機関との連携強化	保健福祉課・教育委員会

配偶者などから女性に対する暴力など（DV）と児童虐待との関係に対する対応	○町相談支援センター内に設置されている要保護児童対策地域協議会や子ども家庭総合支援拠点を中心とした、児童相談所や学校などの関係機関との連携強化	保健福祉課
防犯・安全対策の強化	○警察・学校関係機関との連携 ○育成巡回指導	教育委員会
情報モラルの指導	○児童・生徒に対する指導 ○保護者への啓発	教育委員会

（４）セクシュアル・ハラスメントの防止対策の推進

施策	内 容	担当部局
職場におけるセクシュアル、マタニティー、パワーハラスメントなどへの対応	○各ハラスメント防止の研修と相談体制の充実 ○町職員における各ハラスメント防止規程の整備・研修等の実施	住民生活課・ 教育委員会 総務課

重点目標⑫ 生涯を通じた健康支援

■現状と課題

男性も女性も生涯にわたって健康な生活を送り、身体的特質を十分理解し合い、健康で生活していくことは、男女共同参画社会の根幹となるものであり、健康診断や健康教育など、生涯を通じて心身の健康に関する支援を行う。特に女性においては、男性とは身体上の違いがあることから、女性特有のがんや妊娠・出産などに関する支援と情報の提供を行う。

また、男性・女性を問わず、各種がん検診の受診率向上、H I V /エイズや性感染症、薬物乱用、喫煙や過度の飲酒の防止について取り組む必要がある。

■施策

施策	内 容	担当部局
生涯を通じた健康の管理・保持増進のため取組の充実	○成人期、高齢期における健康教育、健康診 査・特定保健指導の推進	健康増進課
生活習慣病の改善	○健康相談、病態栄養相談・骨密度測定の実施	健康増進課
	○こころの健康相談	健康増進課
	○女性特有のがん検診の実施と受診率の向上 啓発	健康増進課
	○がん講演会、健康講演会の実施	健康増進課
	○メタボ予防教室・元気もりもり運動教室の実 施	健康増進課
	○小児生活習慣病の予防（小・中学校での血液 検査）	教育委員会
	○いきいき栄養教室の実施	健康増進課
妊娠・出産などに関する健康支援	○不妊に関する相談体制と補助制度の実施	健康増進課
	○マタニティセミナーの実施	健康増進課
	○母子健康手帳の発行と面接	健康増進課
	○出生届出時の面接	健康増進課
	○産後ケア事業の実施	健康増進課
	○乳幼児期における健康診査、育児相談、健康 教室の実施	健康増進課
	○児童生徒に対する性の教育	教育委員会
健康をおびやかす問題への対策	○薬物乱用根絶に向けた啓発	健康増進課
	○学校における薬物乱用防止の指導の充実	教育委員会
	○喫煙防止に向けた啓発（特に望まない受動喫 煙の防止）	健康増進課・ 教育委員会

重点目標⑬ 困難を抱えたあらゆる人々が安心して暮らせる多様性を尊重する環境の整備

■現状と課題

男性と比較して、女性は、就業率が低く非正規雇用率が高いなど、ひとり親世帯では貧困などの生活困窮状態に陥りがちな傾向があり、生活面と就労面の両方からの支援が必要となっている。

さらに、貧困などの世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子どもへの教育支援など実情に応じたきめ細かな自立支援が必要である。

また、高齢者・若年者・障害者などの男女が地域で安心して暮らすために多様な支援や各種制度・サービスの充実、地域で支えあう仕組みづくりなど環境の整備が必要である。

■施策

(1) 貧困など生活上の困難に直面する女性への支援

施策	内容	担当部局
生活・就労相談総合相談の実施	○「生活困窮者自立支援法」に基づく相談支援、就労支援等の実施	保健福祉課
ひとり親家庭に対する支援	○児童の学習支援	保健福祉課
子どもへの教育支援	○「生活困窮者自立支援法」に基づく子どもへの学習支援の実施 ○スクールソーシャルワーカーの配置	保健福祉課 教育委員会

(2) 高齢者・若年層・障害者等への支援

施策	内容	担当部局
高齢者・障害者等への就業支援	○シルバー人材センターの活動支援 ○障害者の働く場の確保と就労支援	保健福祉課
高齢者・障害者をみんなで支える社会構築	○民生委員による声かけ、見守り活動	保健福祉課
若年者の支援	○ひきこもりに対する相談支援	保健福祉課

目標とする指標

項 目	現 状 (令和4年度)	目 標 (令和9年度)
社会全体で男女の地位が平等になっていると回答した人の割合 (町民アンケート調査)	17%	20%
町の審議会等に占める女性委員の割合	26.7%	30%
保育所待機児童数	0人	0人
放課後児童クラブの待機児童数	0人	0人
町防災リーダーに占める女性の割合	19.57% (推計)	30%
子宮頸がん検診受診率 ※	16.7% (令和3年度)	50%
乳がん検診受診率 ※	14.8% (令和3年度)	50%

※子宮頸がん検診は20歳～、乳がん検診は40歳～を対象に受診率を算出。職場検診や個人の人間ドックなどは含みません。

【資料編】

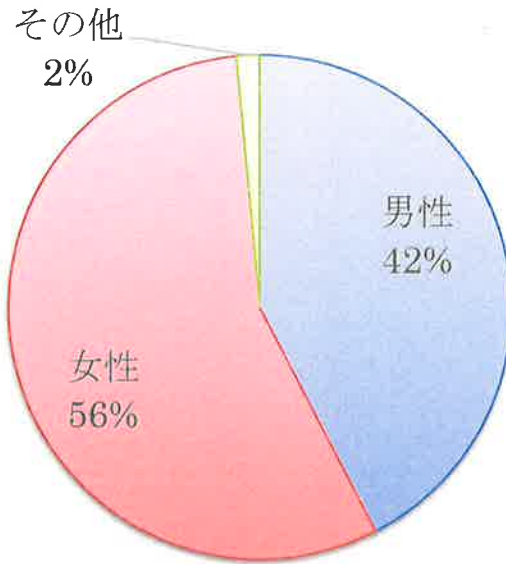
男女共同参画に関する町民アンケート調査結果

目 次

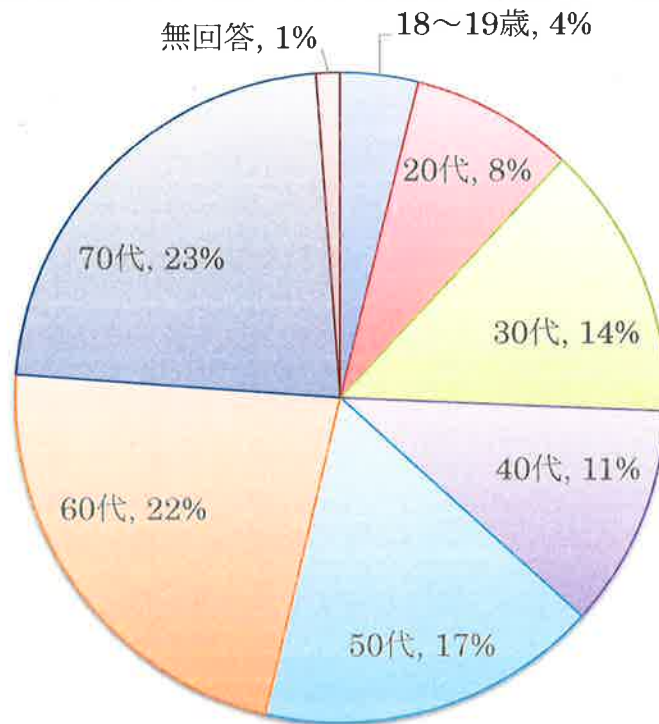
1. 調査回答者の属性	1
①性別	
②年齢	
③職業・立場	
④家族構成	
2. 調査の集計	3
(1) 生活・社会における男女の平等について【問1】	
(2) 家庭生活などについて【問2】	
(3) 家庭における役割分担について【問3～5】	
(4) 就労やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)について【問6～8】	
(5) 地域活動について【問9】	
(6) 男女間における暴力について【問10～13】	
(7) 男女共同参画の視点からの防災について【問14】	
(8) 男女共同参画社会推進のための施策について【問15～19】	

1. 調査回答者の属性

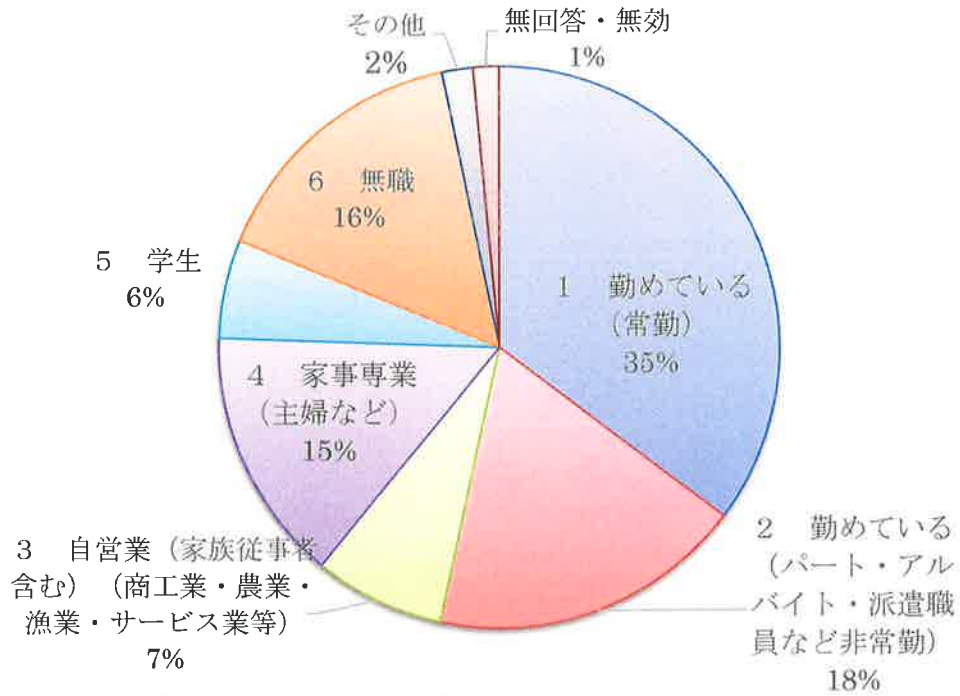
設問 A 性別



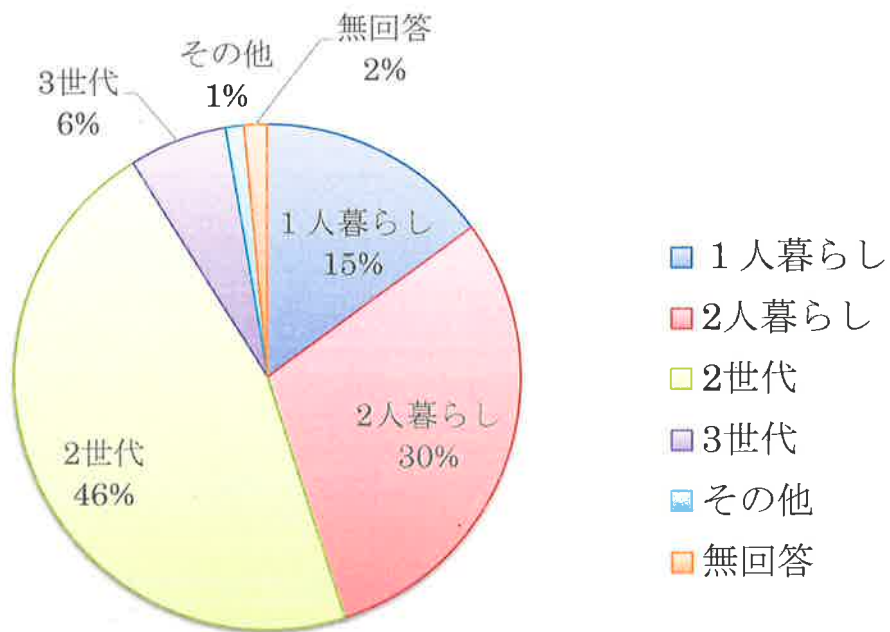
設問 B 年齢 (全体)



設問 C 職業・立場



設問 D 家族構成

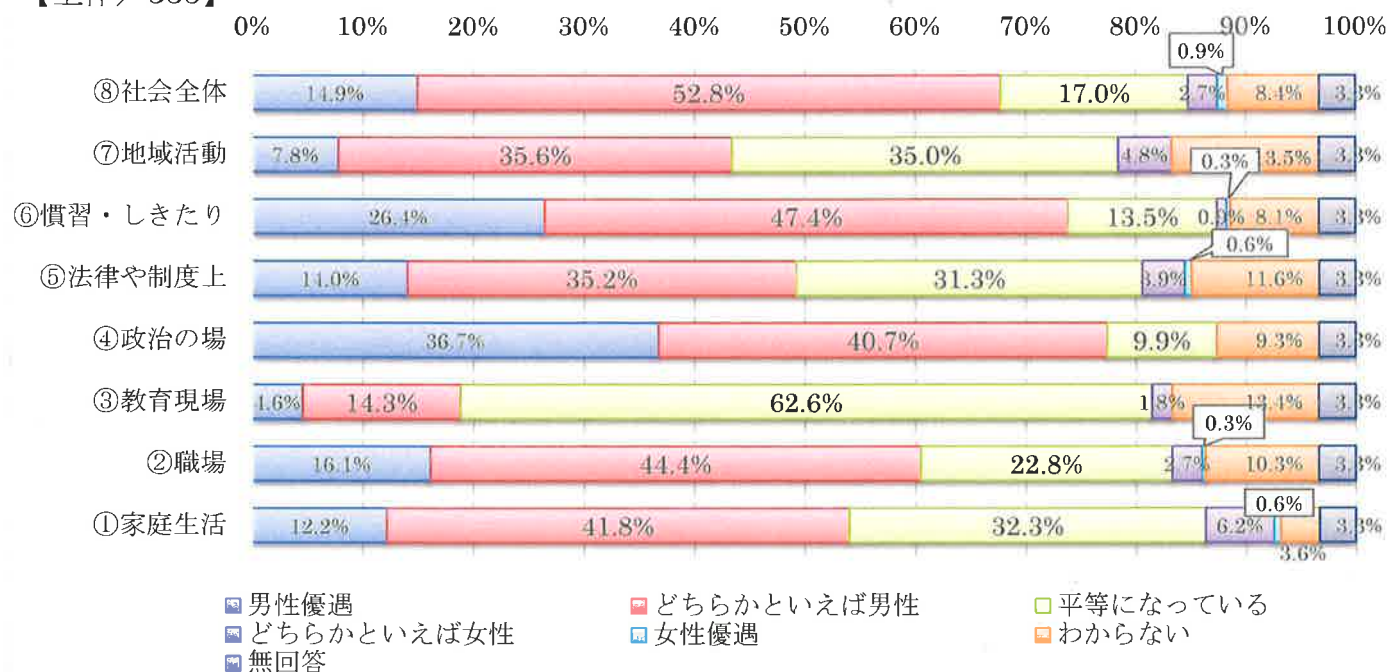


2. 調査の集計

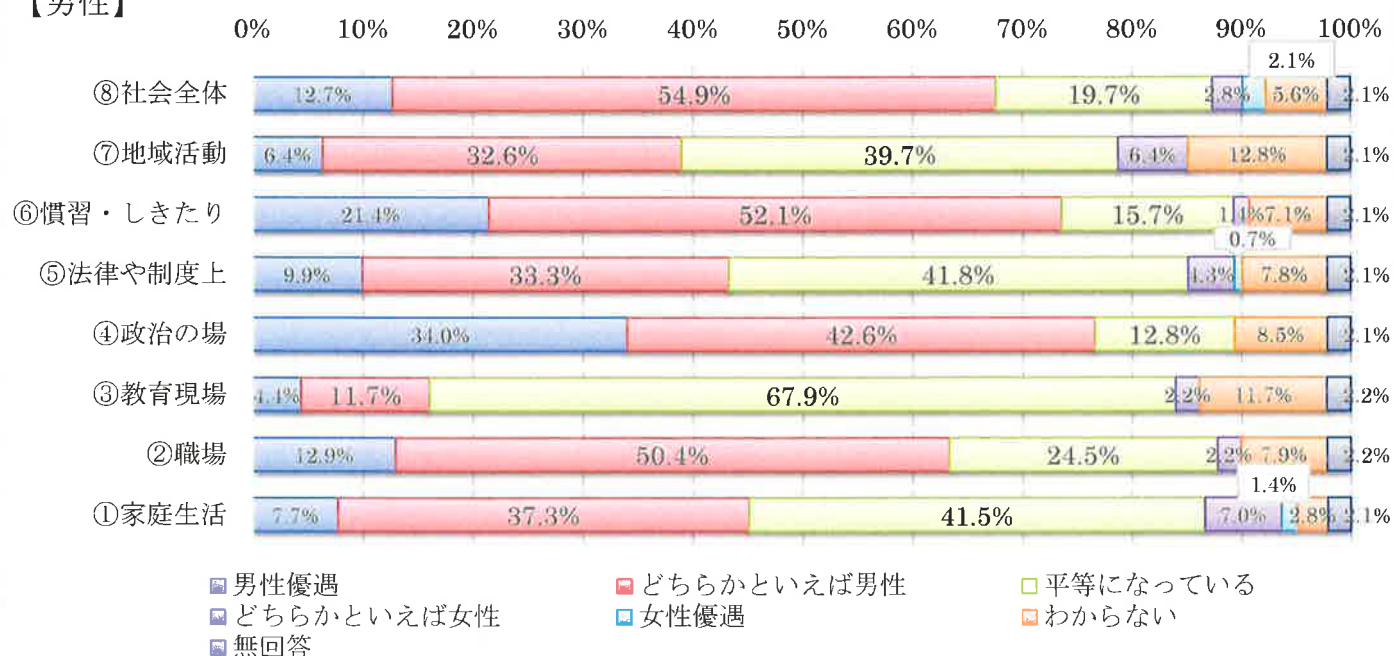
問1 生活・社会における男女平等について

次にあげる場所で男女の地位は平等になっていると思うかについて、全体では平等になっていると答えた者の割合で一番高いのが、「教育の場」で62.6%であり、続いて「地域活動の場」で35%、「家庭生活」で32.3%、「法律や制度の上」で31.3%、「職場」で22.8%、「社会全体」で17%、「慣習・しきたり」で13.5%、「政治の場」で9.9%となっている。

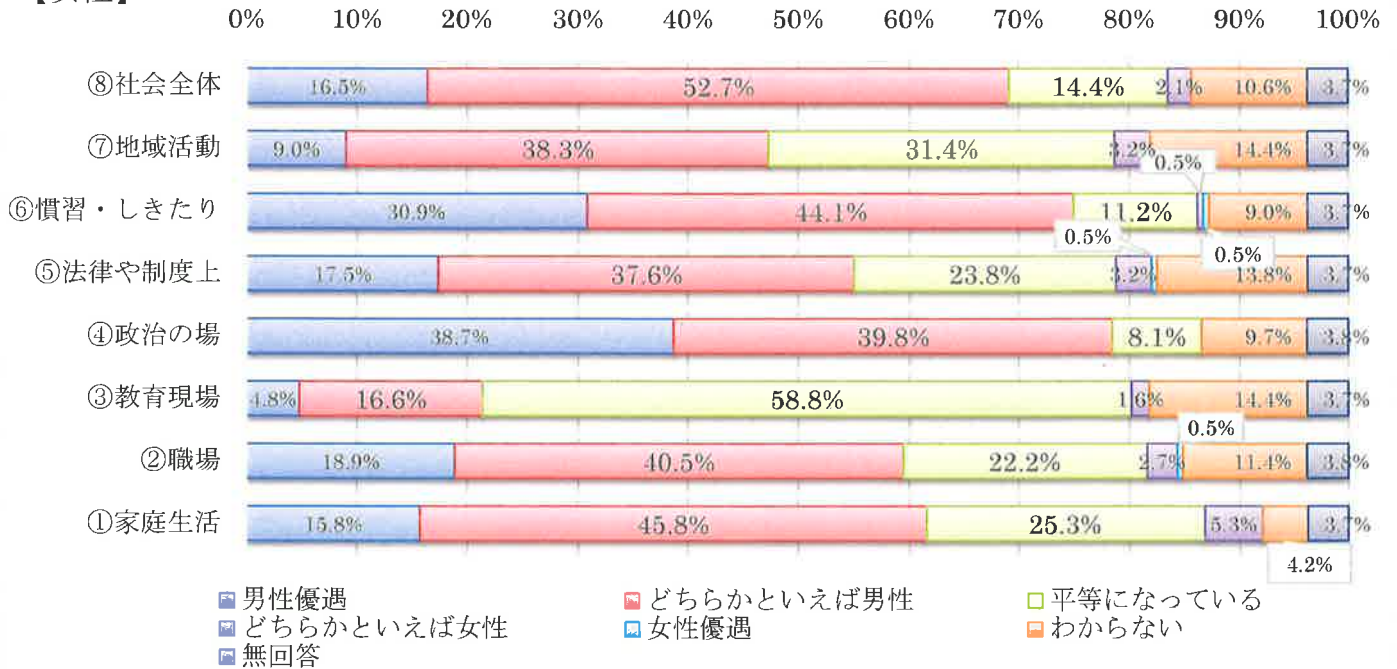
【全体／335】



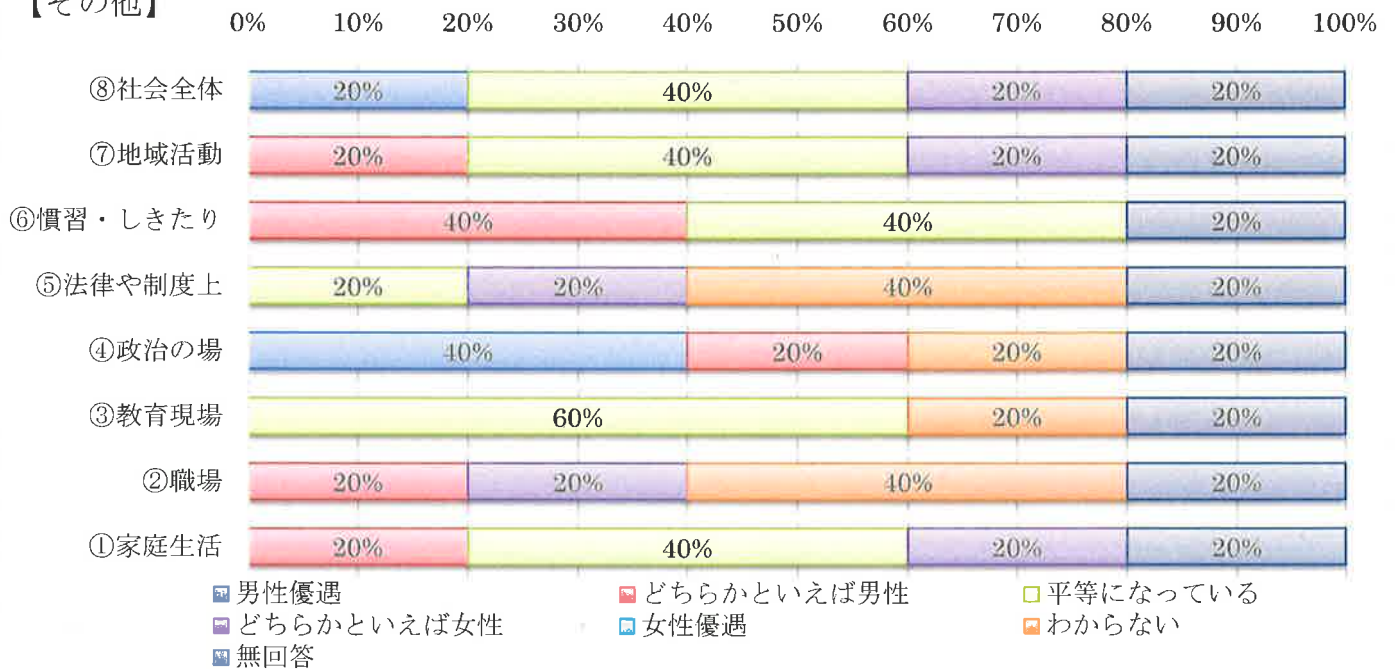
【男性】



【女性】

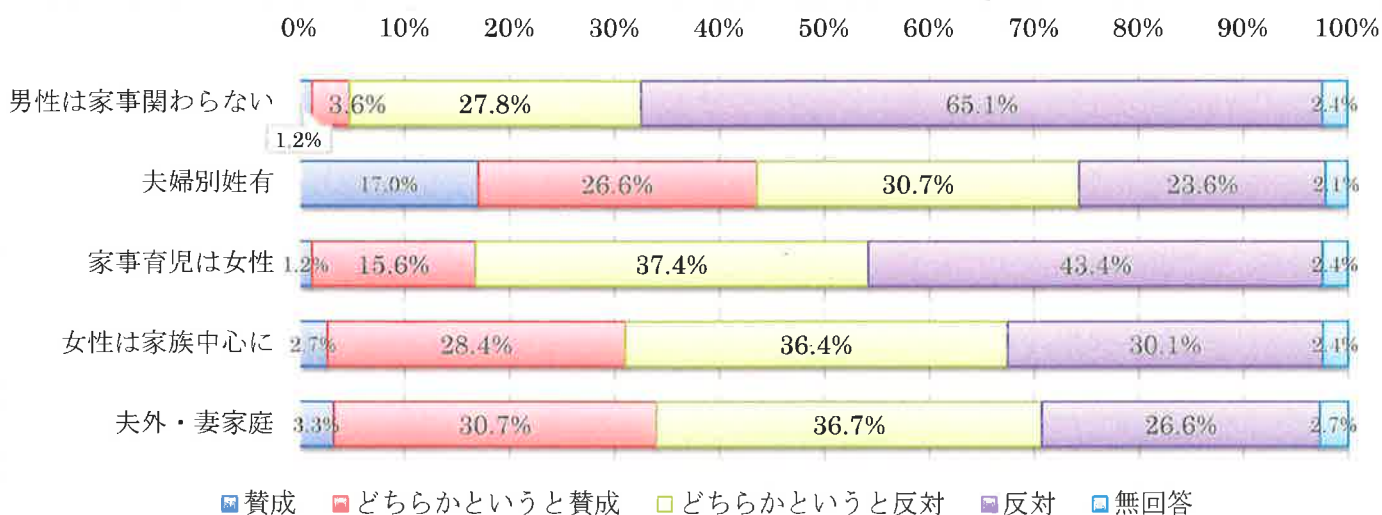


【その他】



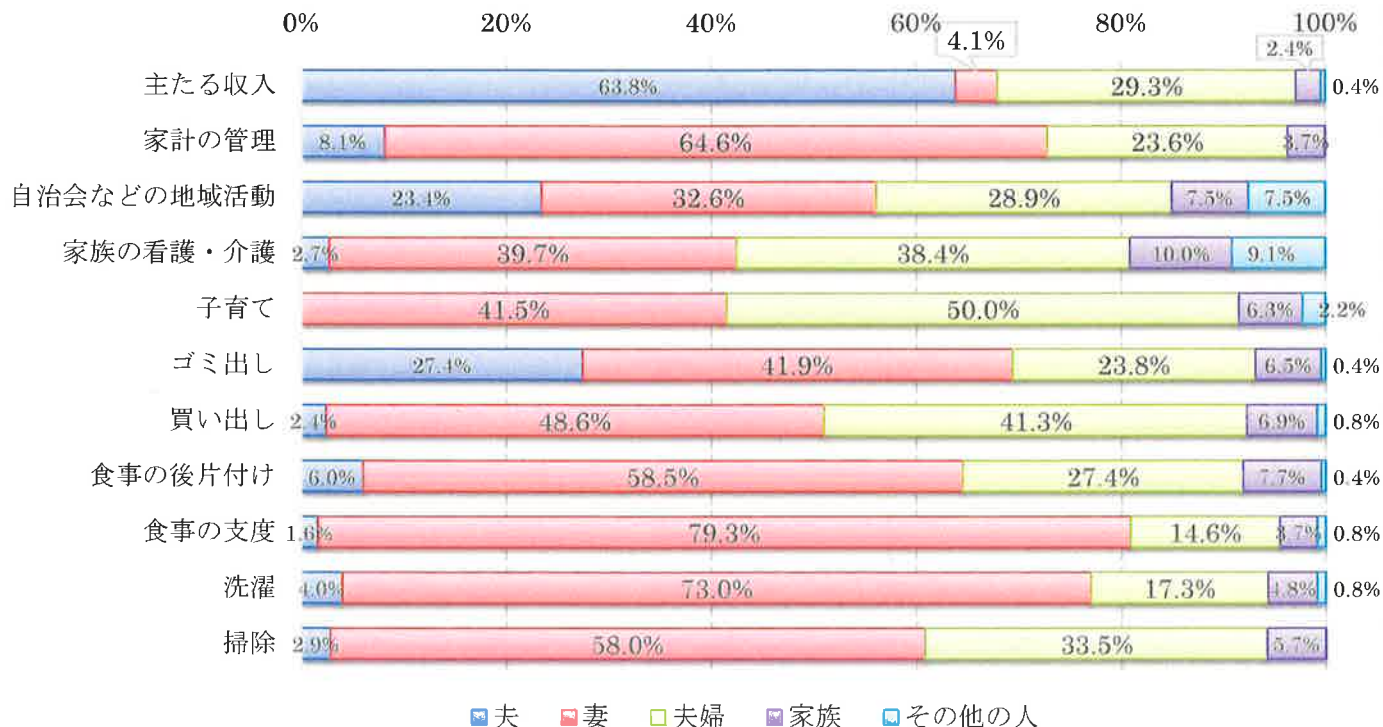
問2 家庭生活と家族観（男女の役割）について

家庭生活と家族観(男女の役割)について、どのように考えるかについては、すべての項目で反対意見(「反対」と「どちらかといえば反対」の計)が賛成意見(「賛成」と「どちらかといえば賛成」の計)より多い結果となっている。特に反対意見では、「男性は家事・育児・介護に関わるべきでない」が92.9%で最も高く、次に「家事・育児・介護は女性がすべきである。」は80.8%となっている。



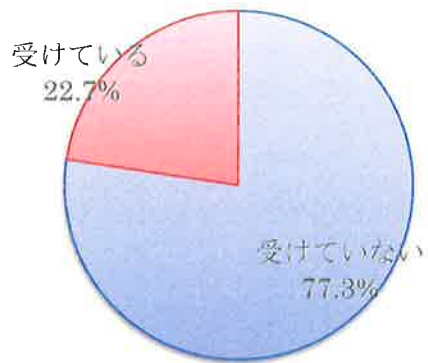
問3 家族の役割分担について

家庭において主にだれが役割を担っているかについては、「洗濯」「食事の支度」「そうじ」「家計の管理」では妻が高く、「主たる収入」では夫が高くなっている。

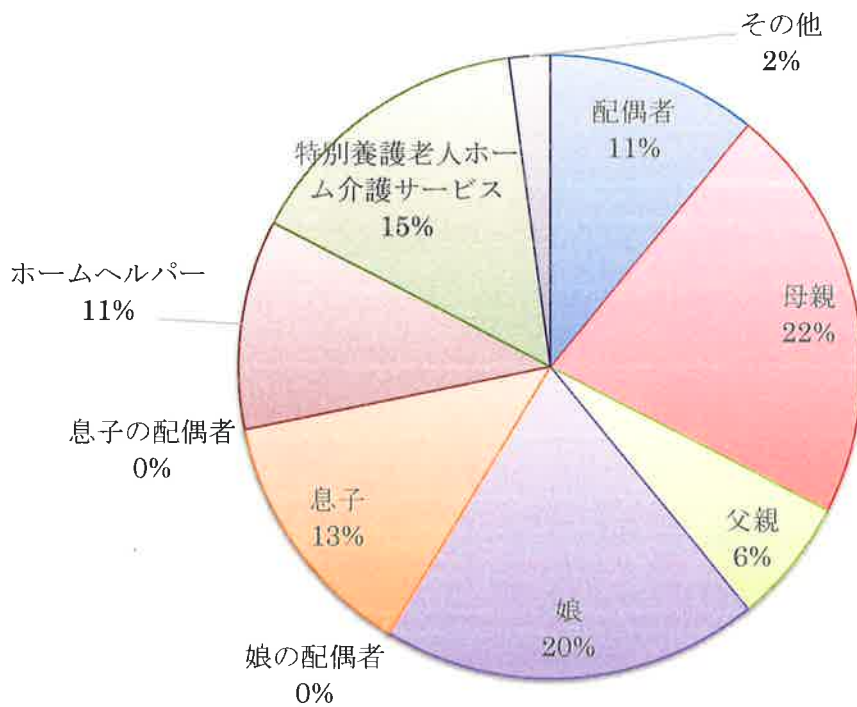


問4 介護を受けている家族がいますか

介護を受けている家族は、22.7%になっており、その中でも主に介護を担っている者は、介護を受けている人から見て、「母親」の次に「娘」となっている。



介護の状況



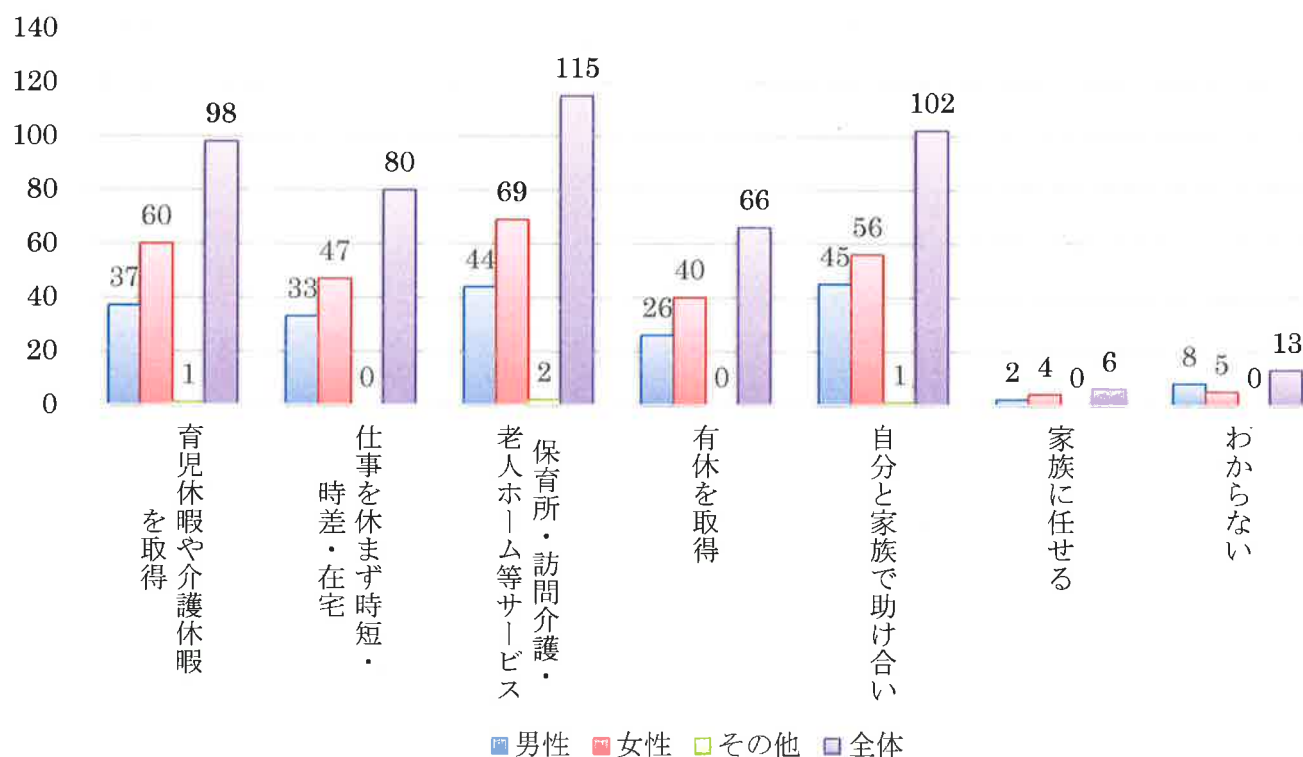
問5 育児・介護が必要な場合の休業制度について

育児や介護が必要な家族がいる場合、育児・介護の休業制度についてどのようにしたいと考えるかについて全体では、勤めている方190人のうち保育所や訪問介護、特別養護老人ホームなどの施設やサービスを利用したい」が115人(60.5%)に次いで「自分と家族で助けあって対応したい」が102人(53.7%)、「育児休暇や介護休暇を取って対応したい」が98人(51.6%)となっている。

育児休業制度の利用した方は14.2%。育児休業制度の利用したことない(利用できなかった)方は47.5%で、その理由は「職場に制度がなかった」に次いで「出産を契機に退職した」となっている。

介護休業制度の利用した方は、7.8%。介護休業制度の利用したことない(利用できなかった)方は43.6%で、その理由は「職場に制度がなかった」に次いで「介護を契機に退職した」となっている。

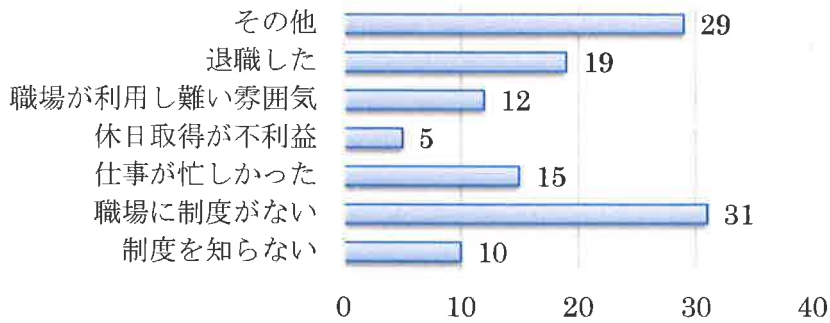
単位(人)



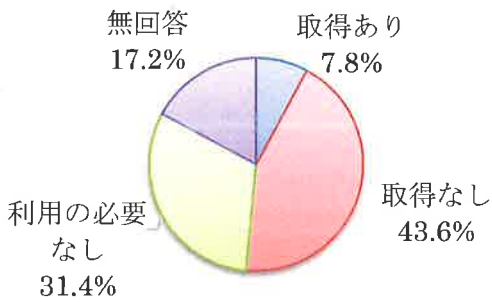
育児休業取得（全体）



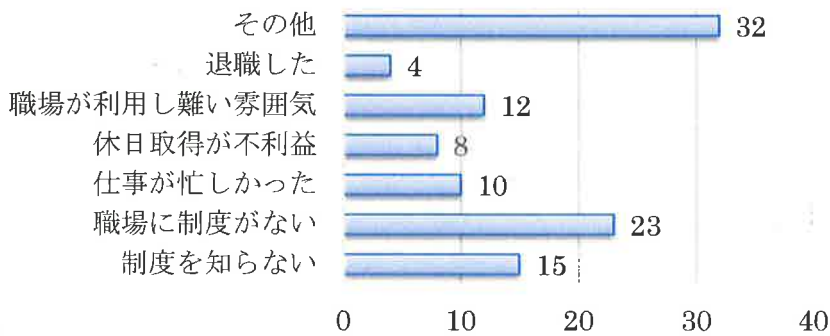
育児休暇取得しなかった理由（単位：人）



介護休業（全体）



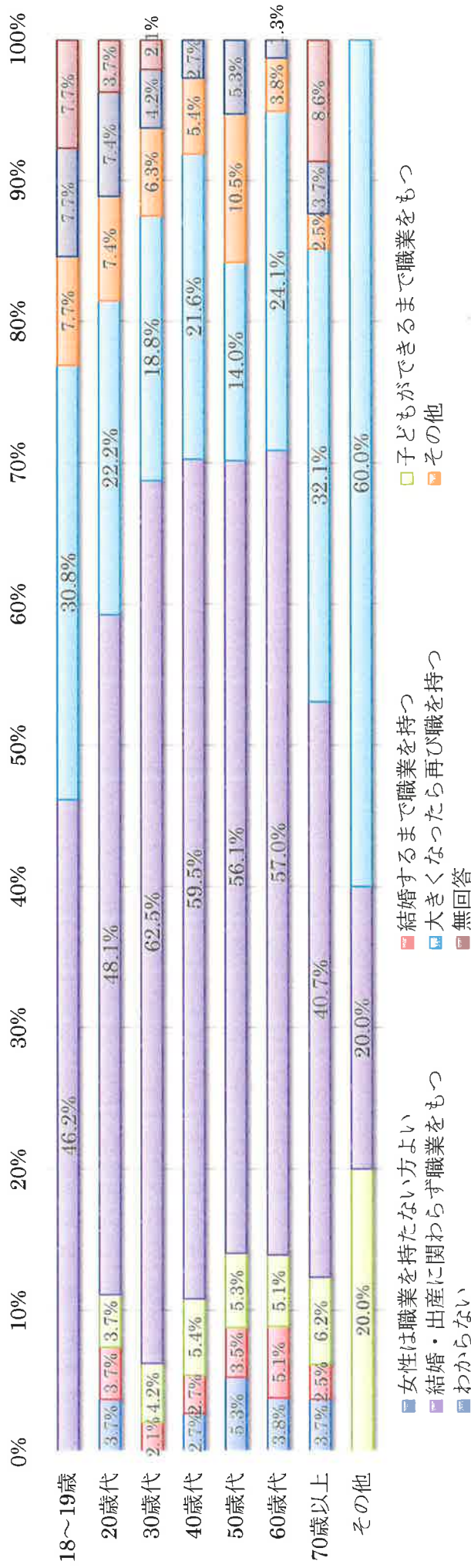
介護休暇取得しなかった理由（単位：人）



問6 一般的に女性が職業に就くことについてワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

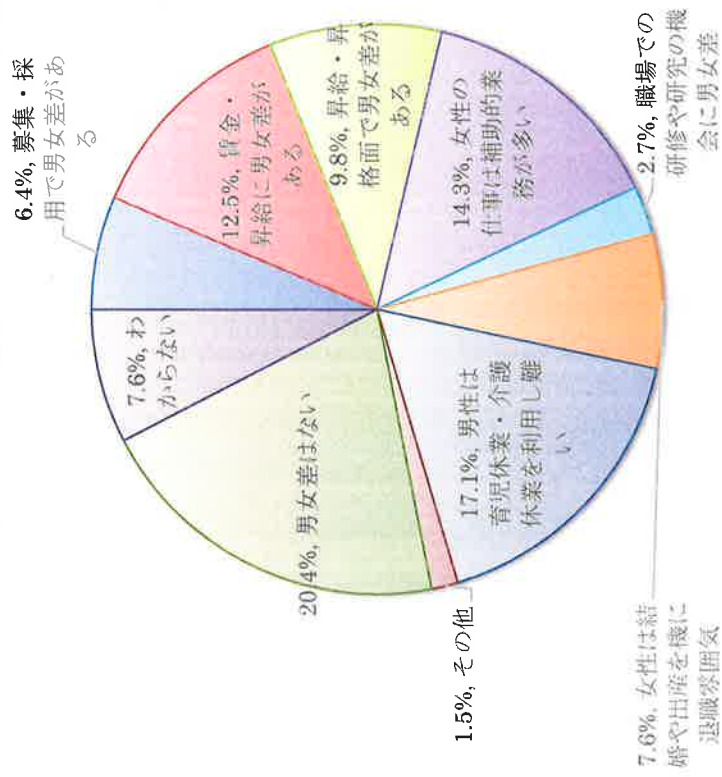
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）において、女性が職業を持つことについて、どのように考えるかについて全体では、多かったのが「結婚・出産にかかわらず、ずっと職業を持つほうがよい」となっている

【全体／335人】



問7 職場での男女格差について

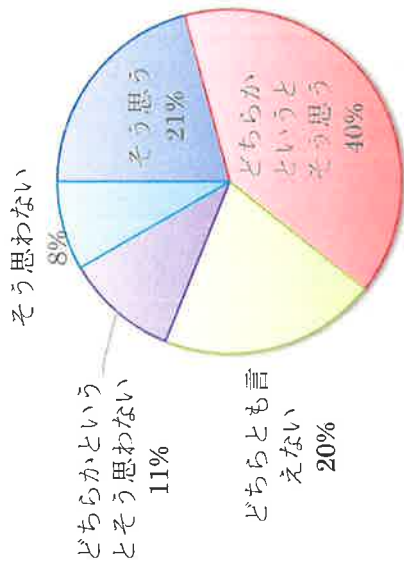
あなたの職場における男女の格差について全体では、「男女の格差はない」が20.4%という結果が出ている。続いて、「男性は育児休業や介護休業や介護休業を利用しにくい慣習や雰囲気がある」17.1%となっている。



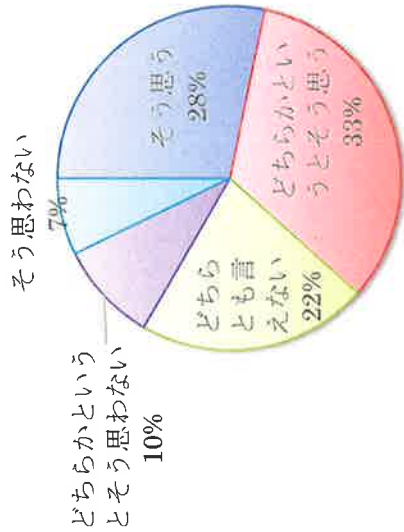
問8 仕事や家庭、地域社会活動、趣味・娯楽などが希望する時間の使い方ができているか

仕事や家庭、地域・社会活動、趣味・娯楽など、自分が希望する時間の使い方ができていると回答している割合が過半数を超えており、全体に希望する時間の使い方ができている。

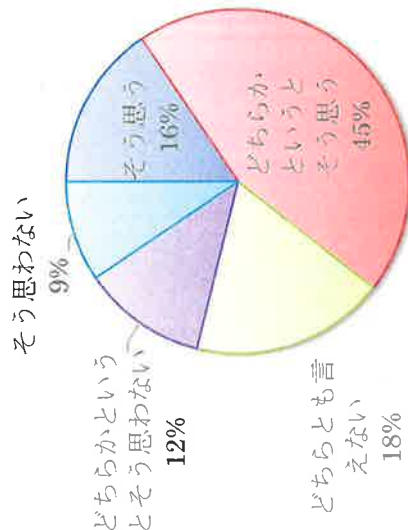
仕事や家庭、地域社会活動、趣味・娯楽などが希望する時間の使い方ができているか(全体)



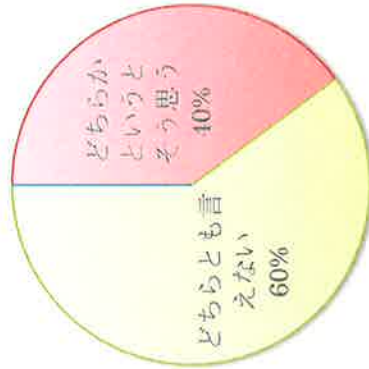
仕事や家庭、地域社会活動、趣味・娯楽などが希望する時間の使い方ができているか (男性)



仕事や家庭、地域社会、趣味・娯楽などが希望する時間の使い方ができているか (女性)

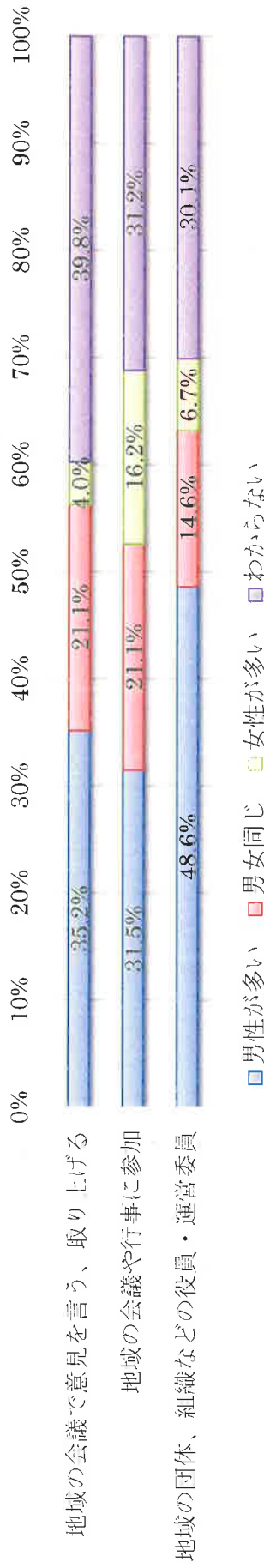


仕事や家庭、地域社会、趣味・娯楽などが希望する時間の使い方ができているか (その他)



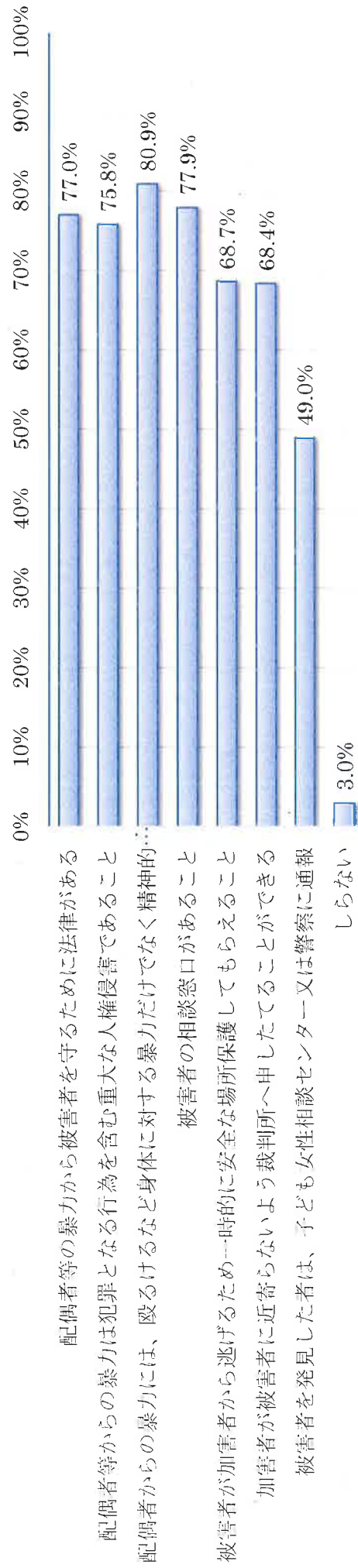
問9 地域活動について

あなたがお住いの地域活動について聞いたところ、各設問ともに「男性の方が多い」という結果となっている。



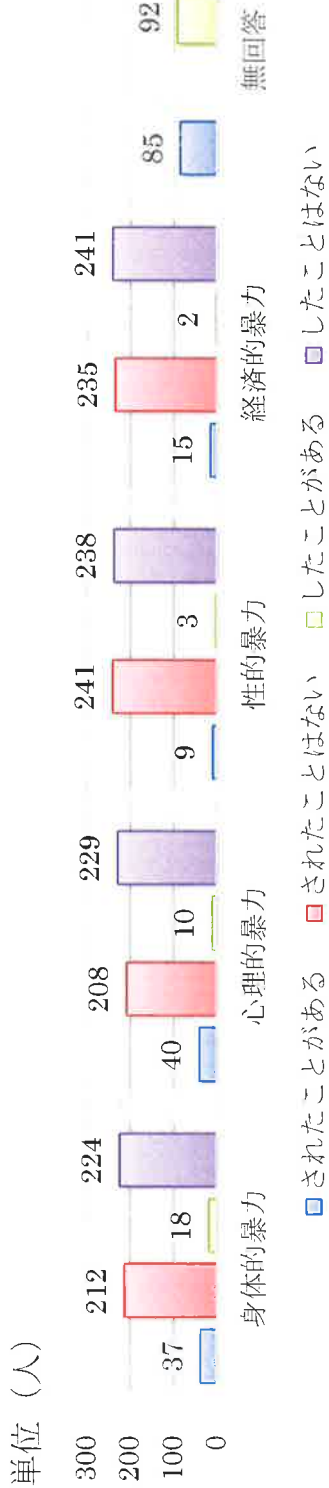
問10 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等

あなたは、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関して、次のことを知っているかについて 335 人のうち、「配偶者等からの暴力には、殴る、けるなど身体に対する暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力も含まれること」は 271 人(80.9%)、「被害者の相談窓口があること」は 261 人(77.9%)、「配偶者等の暴力から被害者を守るために法律(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」)があること」は 258 人(77.0%)、「配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること」は 254 人(75.8%)が知っているという結果となっている。



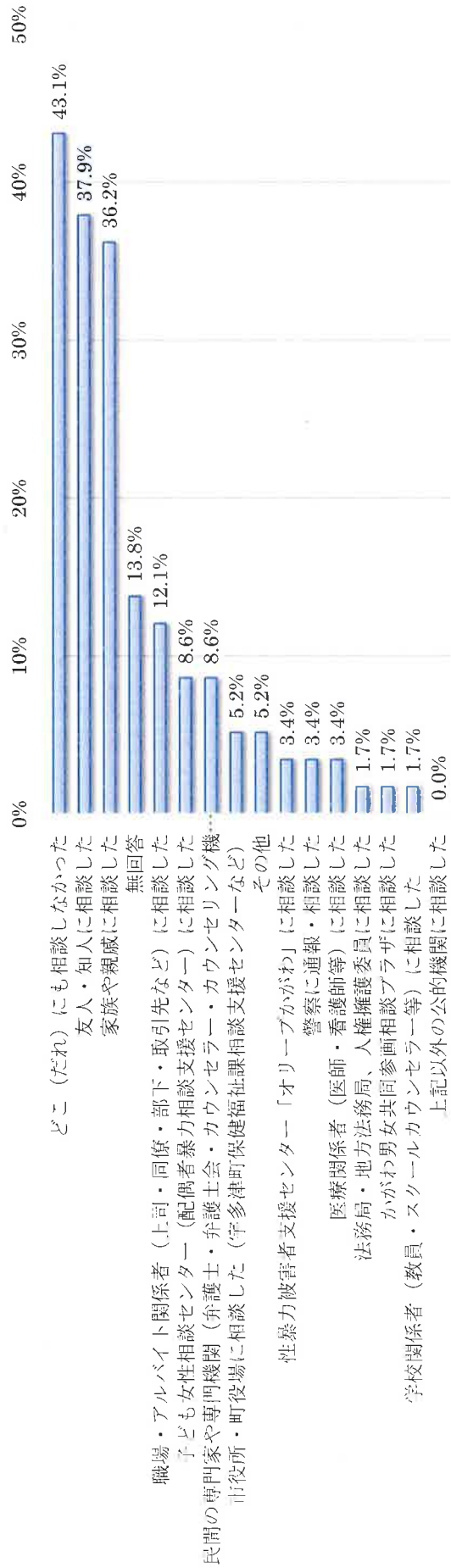
問 11 暴力をされた・暴力をした行為について (単位：人)

あなたはこれまでに配偶者から「身体的暴力」に対し、「されたこと」と回答した者は、335 人のうち 37 人、「心理的な暴力」は 40 人、性的な暴力は 9 人、「経済的暴力」は 15 人となっている。



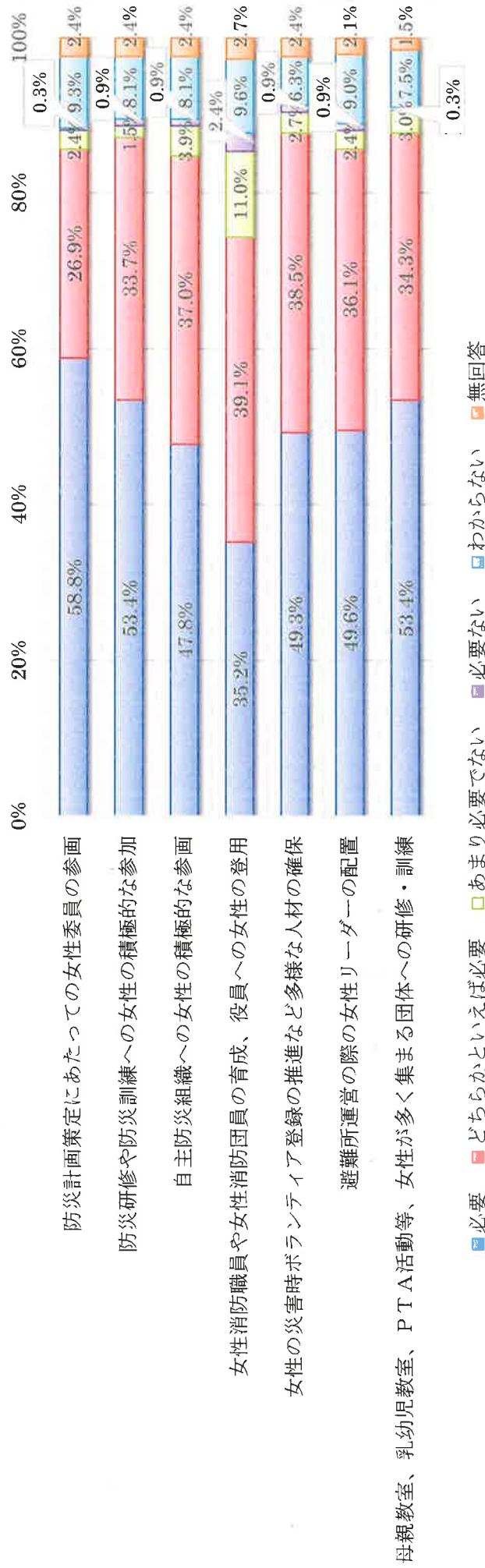
問 12 暴力をうけたことがある時に相談したか

配偶者から受けた行為について、問 11 で 1 つでも「されたことがある」と回答した 58 人のうち、どこか(だれか)に相談したかについて、「どこ(だれ)にも相談しなかった」は 25 人(43.1%)、「友人・知人に相談した」は 22 人(37.9%)、「家族や親戚に相談した」は 21 人(36.2%)となっている。



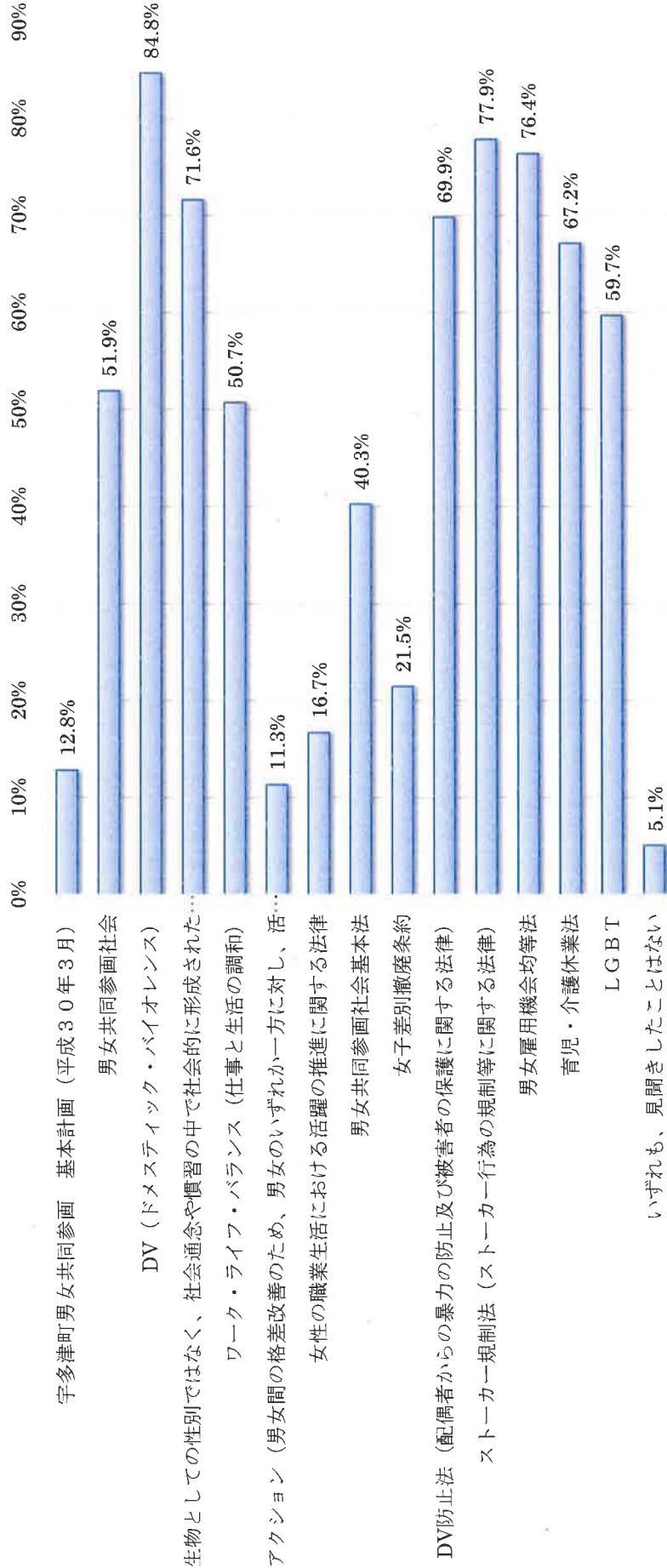
問 14 防災活動に関して男女共同参画社会を推進で必要な活動

防災活動に関して男女共同参画社会の推進について、すべての項目で「必要」または「どちらかといえば必要」と回答しており、多かったのが「防災研修や防災訓練への女性の積極的な参加」、「女性の災害時ボランティア登録の推進など多様な人材の確保」、「母親教室、乳幼児教室、PTA活動等、女性が多く集まる団体への研修・訓練」という結果となっている。



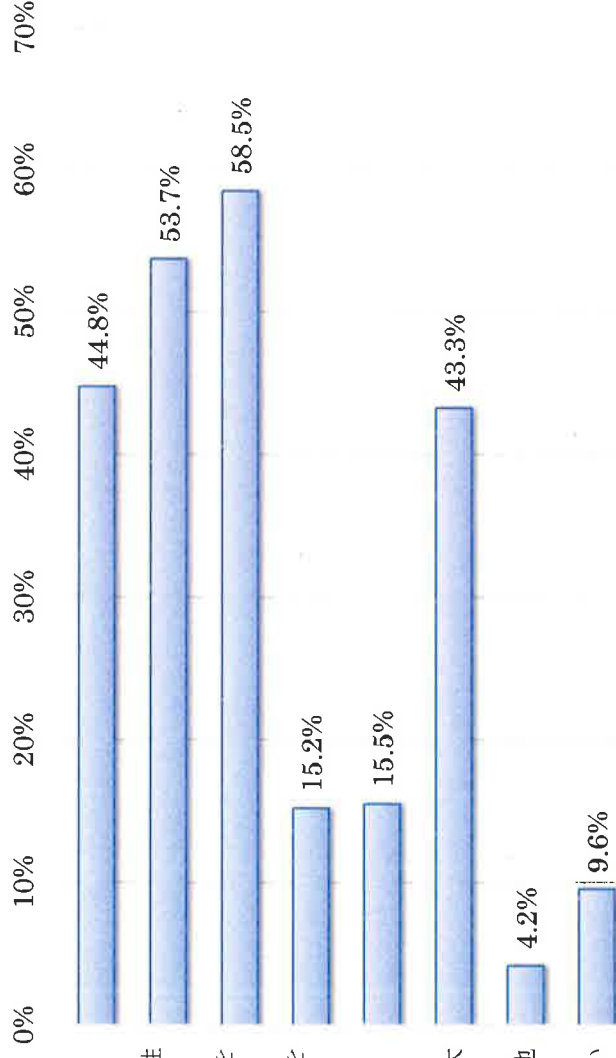
問 15 制度等のうち、見たり聞いたりしたことのあるもの

男女共同参画社会において、制度や言葉について見たり聞いたりしたことが多かったのは、335 人のうち「DV」が 284 人(84.8%)、「ストーカー規正法」が 261 人(77.9%)、「男女雇用機会均等法」256 人(76.4%)の順になっている。



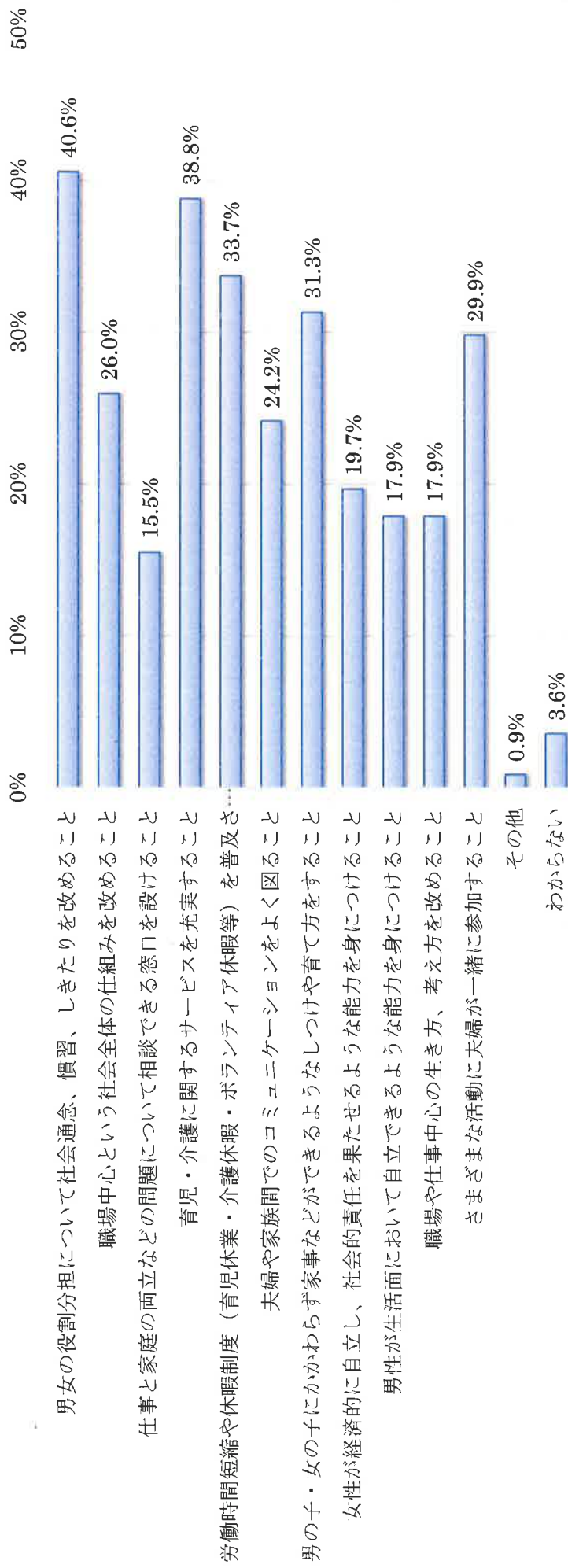
問 16 女性が進出するために必要な方法

女性があまり進出していない分野に女性が進出するために、どのような方法をとるのがよいと思うかについて多かったのは、335 人のうち「企業が、自主的に女性
の採用・登用・教育訓練などに目標を設けたり、女性の進出を促したりする計画を策定する」が 196 人(58.5%)、次に「国や地方公共団体が、自主的に女性の採用・登
用・教育訓練などに目標を設けたり、女性の進出を促したりする計画を策定する」が 180 人(53.7%)という結果になっている。



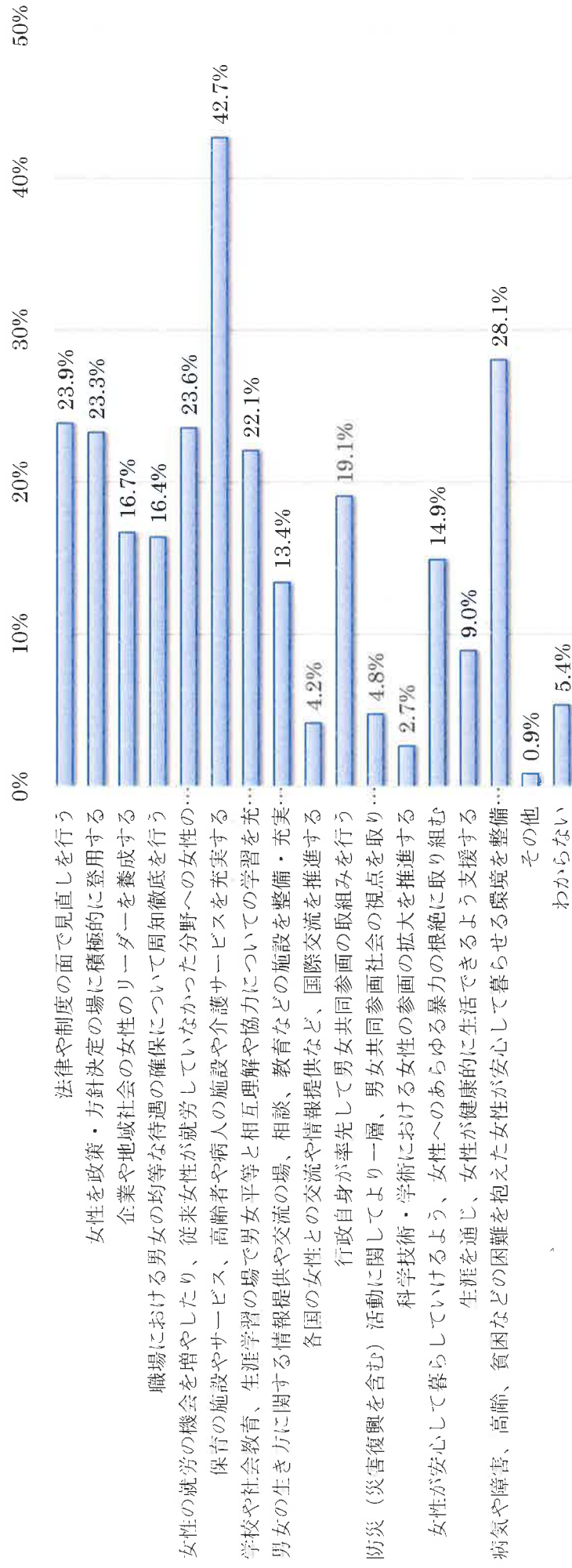
問 17 男女が積極的に参画していくために必要なこと

男女がともにあらゆる場面(仕事・家事・育児・介護・地域活動など)に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要かについて 335 人のうち「男女の役割分担について社会通念、慣習、しきたりを改めること」136 人(40.6%)、次に「育児・介護に関するサービスを充実すること」が 130 人(38.8%)という結果になっている。



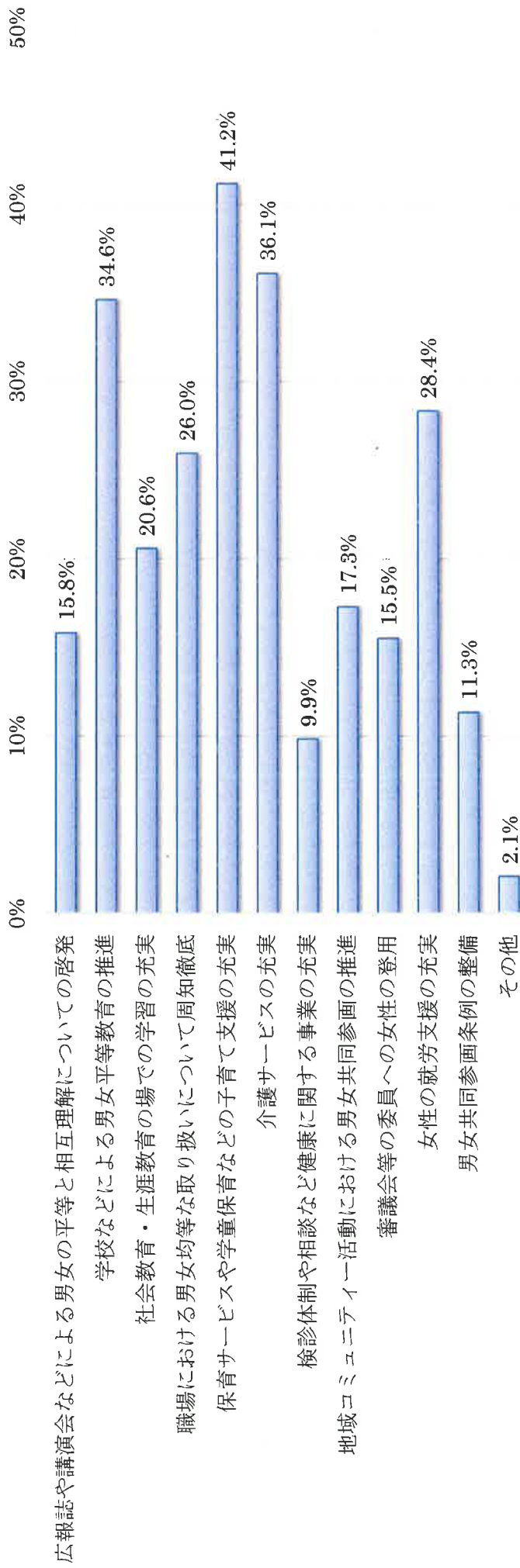
問 18 行政はどのようなことに入れているか

男女共同参画社会を形成していくために、今後行政はどのようなことに入れているかについて、多かったのは 335 人のうち、「保育の施設やサービス、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」が 143 人(42.7%)、次に「病気や障害、高齢、貧困などの困難を抱えた女性が安心して暮らせる環境を整備する」が 94 人(28.1%)という結果になっている。



問 19 男女共同参画を実現するために宇多津町の施策

男女共同参画社会を実現するために、当町の施策に望むことは何かについて、335 人のうち一番多かったのは「保育サービスや学童保育などの子育て支援の充実」が 138 人(41.2%)、次に「介護サービスの充実」が 121 人(36.1%)、「学校などによる男女平等教育の推進」が 116 人(34.6%)という結果になっている。



第3次 宇多津町男女共同参画基本計画

令和5（2023）年3月

発行：宇多津町教育委員会 生涯学習課
〒769-0292

香川県綾歌郡宇多津町 1881 番地

TEL：0877-49-8007 / FAX：0877-49-0618